

出雲市人権施策推進基本方針（第三次改定）（案）について

本市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 20 年 (2008)3 月に「出雲市人権施策推進基本方針」を策定し、5 年ごとにこれまで 2 度の改定を経ながら、人権に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。改定年度となる今年度、教育・福祉など各分野の 12 名からなる検討委員会を立ち上げて改定案の検討を重ねてきたところです。

つきましては、出雲市人権施策推進基本方針（第三次改定）（案）について下記のとおり報告します。

記

1. 基本方針（第三次改定）（案）の概要

(1) 基本理念

次の理念を掲げ、人権教育・啓発が普及・浸透するよう、きめ細かい取組を推進します。

◆「共生の心」の醸成
 一人一人の個性や違いを尊重し、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

◆「人権という普遍的な文化」の創造
 人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造をめざします。

(2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

出雲市同和教育・啓発推進会議をはじめ各地区同和教育推進協議会、学校、PTA、関係行政機関、団体、企業など様々な組織との連携・協力のもと、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進し、人権尊重の社会の構築をめざします。

(3) 重要課題への対応

人権課題の中でも重要課題として『同和問題』、『男女共同参画に関する人権』、『子ども』、『高齢者』、『障がいのある人』、『外国人』、『患者及び感染者等』、『多様な性に関する人権（性的指向・性自認）』、『インターネットによる人権侵害』への施策の基本的方向を示し、その取組を積極的に行います。

2. 改定の主なポイント

- 重要課題の『患者及び感染者等』において、新型コロナウイルス感染症について追加。
- 重要課題として『多様な性に関する人権（性的指向、性自認）』を追加。
- 重要課題として『インターネットによる人権侵害』を追加。

3. 今後の予定

令和4年12月	市議会へ基本方針（第三次改定）（案）の報告 パブリックコメントの実施
令和5年 1月	第3回出雲市人権施策推進基本方針検討委員会開催 パブリックコメントの結果報告 基本方針（第三次改定）最終検討
令和5年 3月	市議会へ基本方針（第三次改定）の報告